

マイナポイント第2弾の申請期限は 
9月30日 (土) まで

商工振興課 (春日庁舎内) ☎ 74 - 1464

9月末はマイナポイント第2弾の申請が集中することで窓口が混雑したり、サーバーがダウンして、当日中に申請が完了しない恐れがありますので、早めの手続きをしてください。

窓口でのマイナポイント申請手続き

手続きはお早めに!

■必要なもの /

①マイナンバーカード②マイナンバーカードの暗証番号(4ケタ)③口座番号のわかる通帳、キャッシュカードなど※公金受取口座の登録を希望する人のみ④ポイント付与を希望する決済サービスのカードやアプリなど※決済サービスによっては、事前の登録が必要な場合があります。

2月末までにマイナンバーカードを申請した人は、健康保険証の登録、公金口座の登録対象のキャッシュレス決済サービスで買い物やチャージなどをすれば、最大で20,000円相当のマイナポイントがもらえます。



マイナポイント第2弾について



マイナンバーカード申請会

マイナンバーカードの写真撮影と申し込みをサポートするマイナンバーカード申請会を下記の日程で行います。予約は不要です。また、同様のサポートは市民課窓口でも行っています。必要書類を持参のうえ、お越しください。

出張申請サービス

マイナンバーカードの申請希望者が複数いる事業者や自治会、サークルなどの団体を対象に、市役所職員が現場に出向き、写真撮影と申請手続きのサポートを行います。

 **支所・住民センター**

■時間 / 午後1時～4時

■日程および会場 /

- 4月21日 (金) 春日住民センター
- 4月26日 (水) 青垣住民センター
- 4月28日 (金) 柏原住民センター
- 5月16日 (火) 山南住民センター
- 5月17日 (水) ライフピアいちじま

■利用のながれ

- ①訪問を希望する日の2週間前までに「マイナンバーカード出張申請サポート依頼書」と「マイナンバーカード希望者リスト」を市民課へ提出。訪問日は第3希望日まで記入してください。
- ②担当から、電話にて訪問日を連絡します。
- ③出張訪問の当日は、本人が必要書類を持参のうえ、お越しください。

 **市民課休日申請窓口**

■とき /

- 4月22日 (土) 午前9時～正午
- 5月27日 (土) 午前9時～正午

マイナンバーカード申請について



マイナンバーカードはできあがるまでに約1カ月かかります。



15歳未満の人、成年後見人の人は必ず法定代理人と一緒に来場してください。



写真撮影を行いますので、必ず本人が来場してください。

申請時に必要なもの

- ①交付申請書※QRコード付き
- ②通知カードまたは個人番号通知書
- ③本人確認書類 **2点** (※1)

書類がそろっていない場合は完成したマイナンバーカードを自宅に送付することができず、市役所窓口でのカード受け取りになる場合があります。

(※1) 本人確認書類は、下の「Aから1点+Bから1点」または「Bから2点」を提示してください。

A) 顔写真のついた公的機関から発行されている証明書：運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月以降発行のもの)、在留カード、写真付住民基本台帳カード、パスポート、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳など

B) 顔写真のない証明書：健康保険証、介護保険被保険者証、医療受給者証、学生証、社員証、母子健康手帳、生活保護受給者証、福祉医療受給者証など

5月1日(月)、2日(火)のHP マイナンバーカードに関する手続き

市民課(本庁舎内) ☎ 82-2002

5月1日(月)、2日(火)はシステムの改修のため、マイナンバーカードに関する一部の手続きができません。また、ゴールデンウィークの前後は、窓口が非常に込み合うことが予想されます。時間に余裕をもって来庁ください。

○ できること

- ①マイナンバーカードの申請※市民課のみ
- ②マイナンバーカードの交付※要予約
- ③外国人のマイナンバーカードの期間延長
- ④一時停止解除
- ⑤転入時の継続処理
- (③～⑤の手続きの一部については後日対応)

× できないこと

- ①マイナンバーカードの住所変更
- ②暗証番号のロック解除
- ③電子証明書の更新



マイナンバーカードのHP 暗証番号がロックした場合

市民課(本庁舎内) ☎ 82-2002

- 手続きができる場所 / 市民課または最寄りの支所
- 時間 / 平日の午前8時30分～午後5時15分
- 必要書類 / ①ロックがかかったマイナンバーカード②本人確認書類(顔写真つきのもの1点、または顔写真なしのもの2点)※代理人による手続きの場合は、照会回答書方式となり、手続きに約1週間かかります。

健診を受診するとHP 健康ポイントがもらえます



令和5年度の丹波市国民健康保険健康ポイント事業の申請を受け付けています。健診受診後、申請により、たんばコインを4,500ポイント発行します。申請日時点でマイナンバーカードを持っている人は追加で500ポイントを発行し、合計最大5,000ポイント発行します。

- 対象者 / 令和6年3月31日時点で20歳以上
- 対象要件 /
 - ①申請日時点で、丹波市国民健康保険の被保険者
 - ②令和5年4月1日～令和6年2月29日までに、特定健康診査・巡回健診・事業所健診・人間ドック(特定健康診査同等程度)のうちどれかを受診している。
- ※がん検診のみ、脳ドックの受診は対象外
- 申請に必要なもの /
 - ①丹波市国民健康保険健康ポイント付与申請書
 - ②健診結果の写し
- ※丹波市の発行した特定健診受診券で受診した・市の巡回健診で受診した人は不要
- ※特定健診受診券は、5月以降に順次発送予定
- ③「たんばコインアプリ」chiica

- 申請書の提出場所 /
 - ①市民課窓口または各支所窓口
 - ②たんば商業協同組合
 - ③スマートフォンによるオンライン申請
- ※健診結果の写しが不要な人のみ
- 申請期間 / 令和5年4月1日～令和6年3月10日まで
- ※健診受診後の申請となります
- 問い合わせ先 /
 - ・「たんばコインアプリ」chiica に関すること
 - たんば商業協同組合 ☎ 0795-72-0112
 - ・健康ポイント事業に関すること
 - 市民課 ☎ 82-6690
 - ・健診に関すること
 - 健康課 ☎ 88-5750

